

安全衛生のご担当者さまへ

一般社団法人 船橋労働基準協会

労働安全衛生法において、危険・有害作業に従事する者は指定の技能講習・特別教育を受講しなければならないと規定しております。弊協会では、技能講習・養成講習・特別教育・安全衛生教育を実施しております。対象業務・対象者を一覧表にしましたので参考にして下さい。

### 受講対象業務・受講対象者一覧表

講習の種別	講習名	受講対象となる業務・対象者
技能講習	玉掛け技能講習	つり上げ荷重1トン以上のクレーン等による玉掛け作業の従事者
	ガス溶接技能講習	可燃性ガス及び酸素を用いて金属の溶断又は加熱作業、溶接作業の従事者
	床上操作式クレーン技能講習	つり上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーンの運転作業の従事者
養成講習	安全衛生推進者講習	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場（工業的業種及び重量物を取扱う商業）の安全衛生業務の担当者。行政のガイドラインでは、非工業的業種も対象として勧めている。
特別教育	研削といし特別教育	グラインダの研削といしの取り換え作業、試運転作業の従事者
	動力プレス特別教育	動力プレスの金型の取付け、取外し、調整作業の従事者
	シャー特別教育	シャーの刃の取付け、取外し、調整作業の従事者
	クレーン運転特別教育 (5t未満)	つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転作業の従事者
	アーク溶接特別教育	アーク溶接作業の従事者
	低圧電気取扱特別教育	区画された場所（変電室・配電盤室等）に設置された低圧（①直流750V以下②交流600V以下）の電路の内、充電部分が露出している開閉器を操作する作業の従事者
	粉じん作業特別教育	特に有害性の高い粉じん作業の従事者
	酸欠・硫化水素等特別教育	酸素欠乏になる可能性がある作業、硫化水素が発生する可能性がある作業の従事者
	フルハーネス型墜落防止用器具使用特別教育	作業床を設けることが困難な高さ2m以上の箇所で、フルハーネス型の墜落制止用器具を使用する作業従事者
安全衛生教育	有機溶剤取扱い作業者教育	有機溶剤の毒性を正しく理解し、実際にその作業に従事する担当者
	Aコース 職長等監督者安衛教育	直接職場の指揮命令を行う監督者（職長という名称に関係なく職場のリーダーであれば監督者に該当します。）が対象となります。対象業種は製造業です。
	Bコース 職長・安衛責任者教育	対象者は、Aコースと同様となります。対象業種は、建設業・造船業です。
	職長等監督者・安責者能力向上教育	職長等監督者・安責者講習の修了証を取得してから概ね5年を経過した方（行政は受講を推奨）
	新入者安全衛生教育	新入社員（新卒）及び、採用時に安全衛生教育を受けていない社員
	新入者安全衛生教育（フォロー研修）	新入者安全衛生教育を受講し、6か月を経過した方
	危険予知訓練研修会	危険予知活動を取り入れている企業の担当者、及び活動が停滞していると感じている企業の担当者
	安全管理者選任時研修	50人以上の工業的業種、及び重量物を取扱う商業において、安全管理者の選任候補者、及び安全管理の知識を習得したいと考えている担当者。なお、安全管理者選任届は、本講習修了証の添付が必須となります。
	リスクアセスメント研修（化学物質・実務者）	法令で求められている化学物質のリスクアセスメントの進め方を身に付けたい担当者、及び実際にリスクアセスメントを導入しているが効果が実感できていなと感じている担当者
	衛生管理者試験準備講習	衛生管理者の資格取得を目指している方